

障第1317号
令和8年2月19日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ & A VOL. 1
(令和8年2月10日)」の送付について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添のとおり送付されましたので、お知らせします。
また、令和7年9月8日付け障第684号において通知したとおり、各指定障害福祉サービス事業所等におかれましては、令和8年3月31日（火）までに経営情報の報告を行っていただきますよう、よろしくお願いします。なお、当該報告は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づくものであり、報告がなされない場合は、情報公表未報告減算の適用があり得ますので、申し添えます。

障害福祉課 事業所指導係			
担当係長	垣本	担当	島田
連絡先	058-272-1111（内線3490）		